



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

579号

いよいよ、インボイスのスタート！

～ 「経理マン以外の方々への制度ハンドブック」 ～

日本にとり大型間接税の導入は難産続きでした。以前を振り返ると、大平内閣の「一般消費税」、次で中曽根内閣の新型間接税と称する「売上税」も廃案となりました。

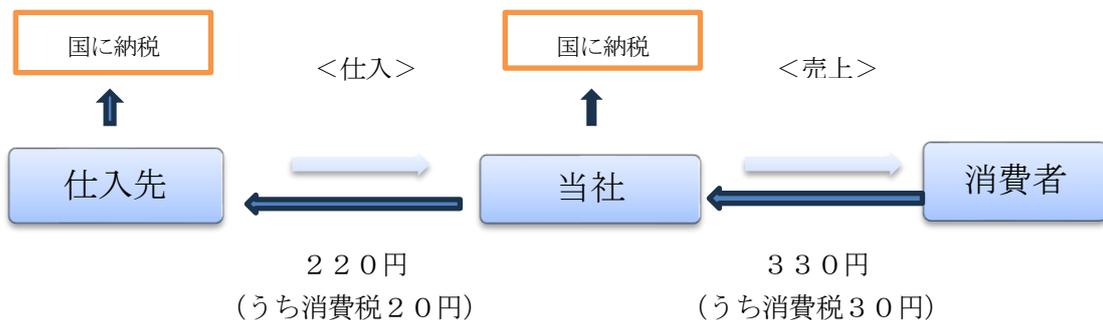
そして、竹下内閣で「消費税」に名称変更し、特に反対の強い「インボイス」を封印し、「帳簿方式」などの見直しを行い簡易課税などと共に中小企業の事務負担の軽減などを織り込み、平成元年4月1日から施行となりました。

インボイス反対は中小企業にとって事務負担が過重になることや、免税事業者が取引から排除されることが主な理由でした。しかし、実際にはインボイスにより税務署に取引の全てが容易に把握されることが心情的な圧迫となることが理由であったと考えられます。

従来、免税事業者でも消費税を上乘せして受取った消費税が事業者の手元に残る益税問題や、免税事業者からの仕入れであっても仕入税額控除をすることができるということなどが、消費税の欠陥とも指摘されていました。そのため、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために必要不可欠なインボイス制度が令和5年10月1日からスタートし、そのことによって消費税制度の歪みも解消されることが期待されます。

【 1 インボイス制度のあらまし 】

(1) 仕入税額控除の仕組・消費税の仕組



	仕入先	当社	消費者
売上消費税	20円	30円	—
仕入消費税	0円	20円	—
納税額	20円	10円	30円

当社は30円を受け取っていますが、仕入先に消費税20円を支払っていますので、当社の納税額は

“ 30円 - 20円 = 10円 ”

となります。

このとき、当社の利益は

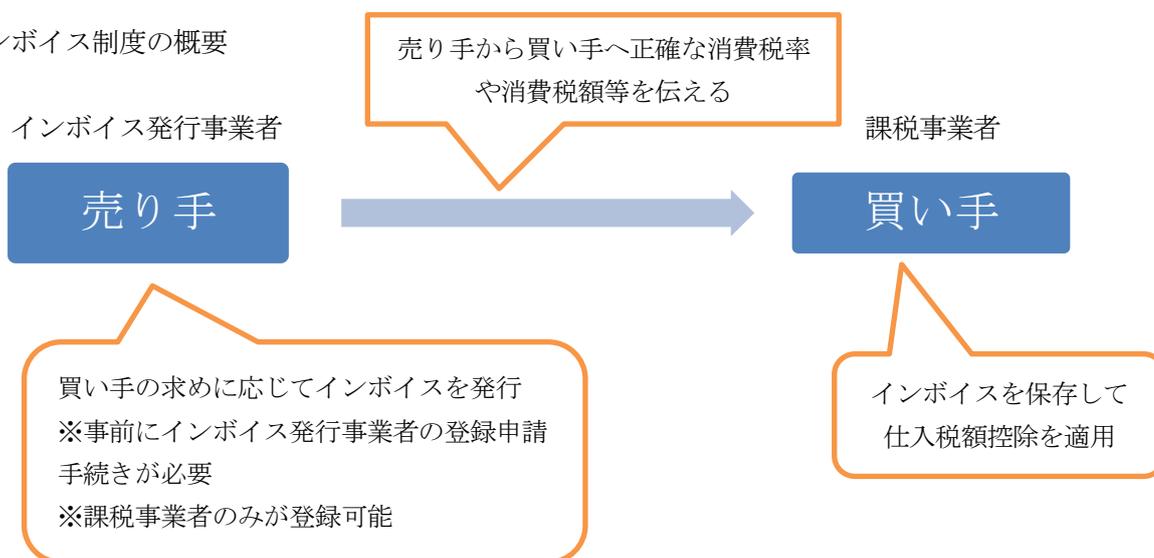
“ 売上高330円 - 仕入高220円 - 消費税納税額10円 = 100円 ”

と計算されます。

ちなみに、消費者の負担する消費税は30円です。これは仕入先の納税額20円

(当社から受け取った消費税20円 - 0円 = 20円) と当社の納税額10円の合計額30円と一致します。

(2) インボイス制度の概要



インボイスの記載事項

インボイスには、次の①～⑥の事項を記載しなければなりません。

- ① インボイス発行事業者の氏名または名称、および登録番号
- ② 取引を行なった年月日
- ③ 取引内容（その取引が軽減対象資産に係るものである場合には、取引内容および軽減対象資産の取引である旨）
- ④ 税率ごとに区分した取引の税抜価格または税込価格の合計額および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額および地方消費税の合計額）
- ⑥ インボイスの交付を受ける事業者の氏名または名称

(3) 簡易インボイスを交付することができる事業

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業
- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業
- ⑥ 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限る）
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業

(4) 簡易インボイスの記載例（適用税率のみを記載する場合）、（消費税額のみを記載する場合）

- ① インボイス発行事業者の氏名または名称、および登録番号
- ② 取引を行なった年月日

- ③ 取引内容（その取引が軽減対象資産に係るものである場合には、取引内容および軽減対象資産の取引である旨）
- ④ 取引の税抜価格または税込価格を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

【 2 会社や従業員に求められる対応 】

(1) インボイス発行事業者に課される4つの義務

- ① インボイス（簡易インボイス含む）を交付またはインボイスに係る電磁的記録を提供する義務
 買い手（課税事業者に限る）からの求めに応じて、インボイスまたはインボイスに係る電磁的記録を交付（提供）する義務がある。
- ② 返還インボイスの交付または返還インボイスに係る電磁的記録を提供する義務
 返品や値引き等の売上に係る対価の返還等を行なう場合、買い手（課税事業者に限る）に対して返還インボイスまたは返還インボイスに係る電磁的記録を交付（提供）する義務がある。
- ③ 修正したインボイス等の交付または修正したインボイス等に係る電磁的記録を提供する義務
 交付（提供）したインボイス等の記載事項に誤りがあったときは、修正したインボイス等を交付（提供）する義務がある。
- ④ 上記①から③の書類の写しまたは電磁的記録を保存する義務
 交付した日または提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、交付したインボイス等の写しおよび提供したインボイス等に係る電磁的記録の保存義務がある。

※1 請求書等をインボイスに合わせて変更する

※2 交付したインボイスの写しの保存方法を検討する

(2) 買い手の立場としての対応

イ、会計システムの改修、開始後6年間の免税者からの経過措置

免税事業者から税込110円の仕入を行った場合に認められる仕入税額控除額 (適用税率10%の場合)	
2023年10月1日から 2026年9月30日	$110円 \times 10 / 110 \times 80\% = 8円$ ※免税事業者からの課税仕入れにつき80%控除可能
2026年10月1日から 2029年9月30日	$110円 \times 10 / 110 \times 50\% = 5円$ ※免税事業者からの課税仕入れにつき50%控除可能
2029年10月1日以降	0円 ※免税事業者からの課税仕入れについては控除不可

ロ、受領したインボイスの保存方法の決定 → 紙または、データでの保存。

ハ、取引先の登録状況の事前確認 → 消費税の負担について交渉を行うことも考えられます。インボイス発行の要請、取引額の値下げ要請などです。但し、独占禁止法上の優越的地位の濫用に留意しましょう。

二、受領したインボイスの適格性の確認 → 国税庁の公式サイトも利用できます。

【 3 経費精算にはどんな影響があるか 】

(1) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引（以下、インボイス保存不要）

1	インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
2	簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（1に該当するものを除く）
3	古物営業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
4	質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの質者（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の取得
5	宅地建物取引業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
6	インボイス発行事業者でない者からの再生資源および再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
7	インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機および自動サービス機からの商品の購入等
8	インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
9	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当）

但し、2年前の課税売上高が1億円以下の事業者は開始後6年間に限り（令和11年9月30日まで）、税込1万円未満は保存しなくてもよい。

(2) 出張旅費については規定の制度を検討しましょう。

(3) クレジットカードなど、利用時の帳簿への記載事項の留意点

～ 誤った経理処理 ～		
①	取引年月日	自社の預金口座からの引き落とし日
②	取引相手先名	クレジットカード会社名
③	取引の内容	購入した商品やサービス

上記の経理処理は、①取引年月日と②取引相手先名が正確ではありません。正しくは、

～ 正しい経理処理 ～		
①	取引年月日	クレジットカードで商品やサービスを購入した年月日
②	取引相手先名	クレジットカードで商品やサービスを購入した相手先名
③	取引の内容	購入した商品やサービス

としなければなりません。

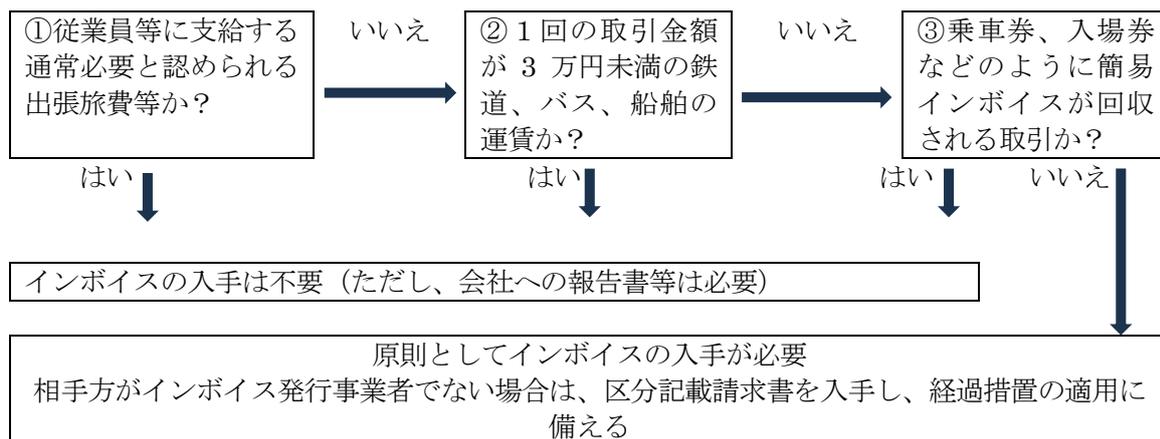
重要 カード会社の「カード利用代金請求明細書」だけを保存しているケースが多いです。これはインボイスではありません。店舗の「クレジットカード利用明細書」がインボイスです。必ず保存して下さい。保存がないと税務否認の恐れがあります。

< その他の注意点 >

- イ、商品・サービスを購入した日にカード利用代金を未払金として計上する。
- ロ、仕入税額控除を受けるためには、商品・サービスの購入店舗が発行した「クレジットカード利用明細書」を保存する。

【 4 ケース別 インボイス対応 】

(1) ケース 1 出張旅費等のインボイス入手要否の判定



(2) ケース 2 自動販売機特例の対象となるもの、ならないもの

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機による飲食料品の販売 ・コインロッカーやコインランドリー等によるサービス ・金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように、機械装置により単に清算がおこなわれているだけのもの ・コインパーキングや自動発券機のように、代金の受領と券類の発行はその機械装置で行なわれるものの資産の譲渡等は別途行なわれるようなもの ・ネットバンキングのように、機械装置で資産の譲渡等がおこなわれないもの

(3) ケース 3 インボイス対応のまとめ

項目	内容	注意点
公共交通機関の運賃	1取引当たり3万円未満の場合にはインボイスの保存は不要	たくさんの切符等をまとめて決済すると、インボイスの保存が必要になることがある
タクシー運賃	インボイスが必要。支払先がインボイス発行事業者でない場合も考えられる	インボイスを出張旅費精算書と一緒に提出する。インボイス発行事業者の適用あり
航空運賃	インボイスが必要。航空会社のサイトからダウンロードすることで入手する	搭乗者が予約して支払うことが多いので、出張旅費精算書の記入が不可欠
レンタカー利用料	インボイスが必要	ガソリン代等のインボイスも忘れずに入手する

宿泊費	インボイスが必要。チェックアウト時に忘れずに受領する。	予約時に支払先がインボイス発行事業者か否か事前に判断できれば有益
コインパーキング利用料	インボイスが必要	自動販売機特例の適用は無いため、運営事業者の登録状況を確認する必要あり
高速道路利用料	インボイスが必要。ただし、入手する時期は決済方法により異なる	現金支払いの場合は料金所で入手し、ETC カード等を利用した場合は後日利用証明書をダウンロードする
従業員等に支給する出張旅費等	通常必要と認められる金額についてはインボイスの保存は必要なし	実費でなくてもかまわない。会社内の役職や同業他社との比較において適正であることが条件。会社のクレジットカード利用の場合は適用できない
会議費・接待費	インボイスが必要。3万円未満の場合の自動販売機特例あり	支払先がインボイス発行事業者かの確認が必要。インボイス発行事業者への支払いのほうが有利
備品消耗品費	インボイスが必要	レシートが簡易インボイスになることが多いので紛失しないこと

業務上の手間は増大するが、インボイス制度は消費税を納めるべき事業者が納め、納税の透明性と公平性を確保するものです。そして、高齢社会をふまえて、健康保険や年金の財源を安定化させる事に繋がると言われています。イギリスやドイツ、フランスなどでは導入されています。

ご質問・ご意見など、お待ちしております。

みらい経営グループ代表 石川 光男

高齢・障害年金のご相談を受付けています。

社会保険労務士

産業カウンセラー

こすが はつこ
小菅 初子

当事務所まで TEL または FAX をお待ちしております。

9月の税務と労務

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 7月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(10月 2日) |
| ・ 1月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(10月 2日) |
| ・ 1月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(10月 2日) |
| ・ 8月分源泉所得税納付 | 期限(9月 11日) |

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

MAIL ishikawa@ishikawakk.or.jp HP <https://www.mirai-kg.com/>